

工事概要

- 1 工事番号 松有道R06-工06号
工事名 松島道路管理事務所他内部(機械設備)改修工事
- 2 工事場所 上天草市松島町合津5964-4他(松島有料道路)地内
- 3 工事内容 改修機械設備工事
- | | |
|----------|----|
| ・空気調和設備工 | 1式 |
| ・換気設備工 | 1式 |
| ・衛生器具設備工 | 1式 |
| ・給水設備工 | 1式 |
| ・排水通気設備工 | 1式 |
| ・給湯設備工 | 1式 |
| ・撤去工 | 1式 |
- 4 工期 契約締結の日の翌日から令和7年(2025年)3月31日まで
(余裕期間 30日間を含む)

【余裕期間の設定について】

(1) 工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。

なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の配置は要しないものとする。

また、契約を締結するまでの間に、工事開始日通知書により工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。

(2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

(3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。

5 その他

・施設を運営しながらの改修工事であり、また施設内で他の関連工事が複数施工されているため、他工事施工者及び施設管理者と作業範囲や日程等を十分調整すること。

・工事対象施設では、通常の業務が行われていることから、敷地内の作業では安全に十分に配慮して実施すること。

・既存設備停止を伴う作業を実施する場合、公社及び施設使用者側と日程等を十分調整すること。

・廃棄物の適正処理(リサイクル)を行うこと。

【週休2日試行工事の実施について】

本工事は、週休2日試行工事(週休2日(現場閉所型)工事)の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(営繕工事編)(令和6年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合にはその内容に応じて変更するものとする。

建築工事施工条件

(現場説明書)

熊本県道路公社

工事番号 松有道R06-工06号
工事名 松島道路管理事務所他内部（機械設備）改修工事

明示事項	施工条件
1 工程関係	
他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期	<ul style="list-style-type: none">・本工事は、松島有料道路を管理する管理事務所棟を改修するものである。・騒音発生工事等については、十分配慮し、事前に工程表及び工事個所を明示し資料により内容説明するなど、管理者（建物使用者）の理解を求めること。・その方法については、監督員と協議すること。・必要に応じて、管理事務所建物の玄関等にも工事内容を掲示すること。・料金徴収業務等受託者が業務を行っている中での工事であるため、受託者と何らかの問題が生じる恐れがある個所については、あらかじめ調査のうえ写真を撮影するなど記録として残しておくこと。・本工事に関連のある工事は次のとおり。施工に際しては各受注者と協議のうえ工程等調整を行うこと。<ul style="list-style-type: none">①松島道路管理事務所他外部改修工事②松島道路管理事務所他内部（建築）改修工事③松島道路管理事務所他内部（電気設備）改修工事④監視カメラ設備改修工事・上記工事すべての工期が令和6年11月～令和7年3月末予定・関連工事との調整により止むを得ず工期延長が生じる場合は、必要な延長日数について事前に協議を行うものとする。また、その場合の工期延長に伴う経費等については契約変更の協議対象とする。
施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法	<ul style="list-style-type: none">・作業時間は午前8時半から午後5時までとして、土曜日、日曜日及び祝日は原則作業を行わないこと。・騒音が発生する工事については、影響が大きい範囲に存する住戸・店舗・旅館等に対し、必ず周知及び説明を行ったうえで着手すること。・交通管理及び料金徴収等の業務を継続しながらの工事となるため、受託者側とも協議し運営に支障がないよう工程管理及び安全管理を行うこと。・立案した施工計画に応じて、関係機関・官庁との協議、許可、届出等が必要となる場合は適切に行うこと。 ※警察署、労働基準監督署、上天草市など
当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期	・なし
他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件	・なし
余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	<ul style="list-style-type: none">(1) 工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間（実工事期間）は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。 なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の配置は要しないものとする。 また、契約を締結するまでの間に、工事開始日通知書により工事開始日を通知するとともに、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。(2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。(3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。
週休2日試行工事の実施について	<p>本工事は、週休2日試行工事（週休2日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（営繕工事編）（令和6年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。</p> <p>入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。</p> <p>また、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。</p> <p>また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。</p>
2 用地関係	
工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期	・なし

3 公害関係	
工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、大気汚染、粉塵等の対策に十分配慮すること。 ・大型建設機械の使用は禁止する。 ・機械選定にあたっては、生活環境に特に配慮する観点から、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 <p>※石綿含有建築材料の解体にあたっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法等の関連法令を遵守して施行すること。（「建築物の解体等の作業における石綿対策」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」も参照のこと。）</p>
工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う騒音・振動・地下水の変動により近隣家屋等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前連絡を行うものとする。 ・工事に関する部分、取り合う部分の備品等の移設、再取付けについては本工事に含むものとする。 ・本工事が原因と思われる苦情や賠償が近隣家屋等から生じた場合は工事請負者で対応し処理すること。また、工事期間後であっても本工事が原因と認められる場合は、同対応で処理を行うこと。
4 安全対策関係	
交通安全施設等を指定する場合は、その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事における関係車両については、有料道路利用者、管理事務所勤務者及び来訪者の安全に留意すること。搬入に伴い警察等第三者との協議の結果、対策を必要とする場合は別途協議すること。 ・材料、機器類は出来るだけ現場内での保管を避け、やむを得ず現場内で保管する場合は、第三者における持出防止の措置及び安全対策を行うこと。 ・管理事務所勤務者の通勤時間と工事車両乗り入れ時間の調整及び工事区画との区分、外部落下物養生、その他の安全対策を含む総合仮設計画書を作成し、受託者及び監督員と協議調整を行ったうえで着工すること。
鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	・なし
落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容	・なし
5 工事用道路関係	
一般道路を搬入路として使用する場合	・材料の運搬経路は国道、県道を通行するものとし、他の経路は原則通行してはならない。ただし、敷地が国道、県道に接していない場合、道路管理者協議のうえ通行するものとする。
仮設道路を設置する場合	・なし
仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容	・なし
6 仮設物関係	
仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容	・なし
仮設物の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法	・なし
7 残土・産業廃棄物関係	
残土が発生する場合は、残土を処分する場所、距離、時間等の捨土条件	・なし
建設副産物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事から発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び木くずは、法令に従い中間処理場（再資源化施設）に運搬し、破砕して再利用できるように処理すること。 ・型枠の端材、塗料の空缶等についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。
産業廃棄物税相当額 「熊本県産業廃棄物税条例」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（熊本県産業廃棄物処理税）が課税されるので適正に処理すること。 ・本工事では、産業廃棄物の最終処分における熊本県産業廃棄物税相当額を見込んでいる。なお、中間処理業者が最終処分を行う場合、中間処理業者が最終処分業者に支払う産業廃棄物税相当額については、中間処理料金に含まれる。
8 工事支障物件等	
地上、地下に占用物件等の工事支障物件が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法及び時期	・なし
地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容	・なし

9 排水工関係（濁水処理含む）	
濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合はその内容	・なし
10 その他	
工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等	・従来施設の撤去等により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については監督員と協議すること。
使用材料及び下請業者について	・使用材料及び下請業者については、本県における地場生産品、県内業者及び誘致企業を優先的に採用すること。
工事实績情報サービス（CORINS）の登録について	・請負額500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の受注登録を契約後10日以内に行い、変更（工期変更、技術者変更）・訂正・竣工時の登録についても同様に行うこと。
足場について	・足場は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（令和5年12月26日付け基発1226第2号）の「手すり先行工法等に関するガイドライン（改正ガイドライン）」及び働きやすい安心感のある足場、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行方式による足場の組立て等に関する基準」によること。 ・原則として壁つなぎを設けること。
事故防止重点対策	※安全・訓練等を実施すること。 ・建設機械の用途外使用に関すること。 ・誘導者、合図者の配慮に関すること。 ・建設機械の作業範囲への立入禁止に関すること。
設計変更及び工事一時中止について	・本工事における熊本県公共工事請負契約約款に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「熊本県設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）」及び「熊本県工事一時中止ガイドライン（建築・建築設備工事編）」によることとする。
本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について	・本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式1のとおりである。
その他	・図面及び内訳書記載の劣化数量は参考とする。施工に際し施工数量調査を実施し、施工数量の確定及び契約変更を行う。 ※劣化状況次第で大幅な数量の増減につながる可能性がある。

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	営繕工事
予定価格（税込）	¥9,502,900
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥475,145

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。

「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について」

- 1 下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員に協議すること。
 - 購入費の対象となる建設資材は、碎石類（クラッシャーラン、粒度調整碎石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン）とする。
 - 輸送費の対象は仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。
- 2 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議すること。
 - 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造・生産工場又は輸送基地の名称
 - 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
 - 製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
 - 建設資材の見積書

「労働者確保に要する共通費の設計変更について」

本工事は、「共通仮設費」及び「現場管理費」のうち、下記に示す費用（以下「設計変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、公共建築工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、監督員と協議のうえ、設計変更を行うものとする。

共通仮設費：借上費、宿泊費、労働者送迎費

現場管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

「最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について」

- 1 本工事は、令和6年（2024年）8月1日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
また、設計変更を行う主なものは次のとおりである。
 - ・電線管類
 - ・電線 ケーブルなお、受注者の了解を得られた場合、第一回設計変更（工期変更のみは除く）時に実施することができる。
- 2 1以外については、施工時期や機材の搬入時期等を考慮し、受発注者協議のうえ、設計単価を変更するものとする。
なお、当該設計変更の時期は、受注者の了解を得られた場合、直近の変更設計時に実施することができる。